

加東市議会

災害時業務継続計画（BCP）



令和3年5月（令和5年5月改定）

加東市議会災害時業務継続計画（B C P）

【目次】

1	計画の目的	1
2	対象とする災害	1
3	議会の役割	1
4	議員の役割	2
5	議会事務局の役割	3
6	災害時の業務継続体制	3
7	災害発生時の活動	4
	災害発生時（直後）	4
	災害発生から4日以内	5
8	感染症流行時の対応	6
	流行初期	6
	感染拡大期	6
9	議会災害時業務継続計画の検証、見直し	6
10	参考　　加東市議会災害対策連絡協議会規程	7

【改定履歴】

令和3年5月制定

令和5年5月改定

1 計画の目的

加東市議会災害時業務継続計画（B C P）（以下「本B C P」という。）は、加東市内で大規模災害、又は感染症の大規模な流行等が発生した場合に、加東市災害対策本部等（以下「市本部」という。）と連携を図り、市民の安全確保や被害の拡大防止に努めるとともに、二元代表制の一翼を担う議会としての活動ができるよう議会機能の早期回復を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

2 対象とする災害

本B C Pは、次の災害を対象とする。

- (1) 市本部が設置され、さらに全職員が災害応急対策業務のために配備（第3号配備）されるような大規模災害
- (2) 新型インフルエンザ等の感染症、原子力災害、大規模なテロなどによる甚大な災害
- (3) その他議長が必要と認める災害

災害種別	対応基準	発動
地 震	市内で震度6弱以上の地震を観測したとき	自動
風水害	市内において台風、暴風、竜巻、洪水、土砂災害などで災害が発生したとき、又は被害の拡大が予想されるとき	議長
その他の災害	上記自然災害のほか、火災、事件・事故等による大規模災害、新型インフルエンザなどの感染症の流行、原子力災害、大規模なテロなどが発生し執行機関の機能が大きく損なわれるとき、また、その恐れがあるとき	議長
全 般	市本部が設置（第3号配備）されたとき	自動

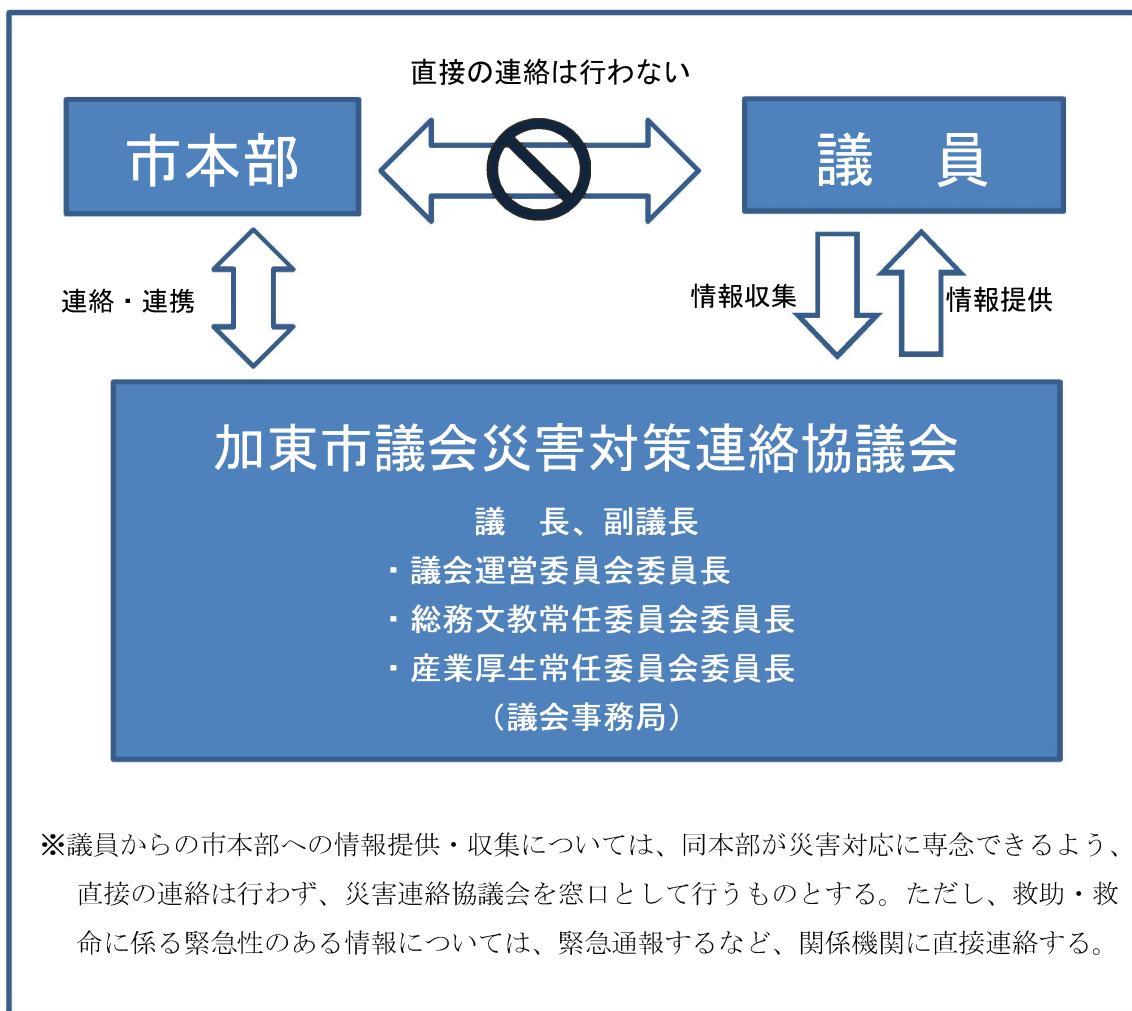
3 議会の役割

本B C Pが対象となる災害が発生したとき（本B C Pが発動されたとき）は、議長は速やかに加東市議会災害対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を開催するものとする。

4 議員の役割

- (1) 自身を含む人命を最優先するとともに、地域の被災状況等の情報は、災害発生初期（4日間程度）においては混乱状況にあることが予想されるため、被災状況の情報、市民からの要望・要請については、直接、市本部へ連絡することは行わず、すべて連絡協議会を通じて行うこととし、市職員が初動体制、応急対応に専念できるよう配慮する。ただし、救助・救命に係る緊急性のある情報については、緊急通報するなど、関係機関に直接連絡する。
- なお、議員が収集した地域の災害情報、当局への要望については、連絡協議会において内容を精査し市本部へ提供する。
- (2) 議員としての職責を果たすため、登庁指示に備え準備する。
- (3) 市からの情報を市民に提供する。

災害発生初期における議員の対応



5 議会事務局の役割

- (1) 自身及び家族の安全確保の後、議会事務局に参集し、議会事務局職員及び議員の安否確認を行うとともに、議長に報告する。
- (2) 議会の施設及び設備の被災状況を確認する。
- (3) 市本部が設置された場合は、通常業務に優先して災害対応の業務に当たるものとする。
- (4) 各議員との連絡可能な方法・手段を整理し、必要により議員に周知する。
- (5) 連絡協議会の開催を準備する。

6 災害時の業務継続体制

(1) 正副議長及び正副委員長の代行

正副議長がともに事故あるときは、次に掲げる順位により、仮議長としてその職務を代行する。

- ① 議会運営委員会委員長
- ② 総務文教常任委員会委員長
- ③ 産業厚生常任委員会委員長

正副議長が欠けた場合は、会議において選挙する。

正副委員長がともに事故あるときは、議席番号の最も大きな委員が代行する。

正副委員長が欠けた場合は、委員会を開催し互選する。

(2) 議場及び委員会室の代替施設

議場又は委員会室が使用できなくなった場合の代替施設は、市本部と協議のうえ、使用可能な施設を代替施設として選定し告示する。

(3) 停電及び会議システム障害への対応

あらかじめＩＣレコーダー、ビデオカメラ等を準備しておく。

7 災害発生時の活動

災害発生時（直後）

(1) 本会議、全員協議会等が開催中の場合

- ア 議長は、直ちに本会議、議員全員協議会等（以下「本会議等」という。）を休憩し、出席者及び傍聴人の安全を確保する。
- イ 議長は、災害の状況により、被害が想定される場合は、その日の本会議等を閉じることができる。この場合、延会等を行う必要がある場合は、当該議決を経なければならない。
- ウ 議長は、必要に応じて議員を待機させるものとする。

(2) 委員会が開催中の場合

- ア 委員長は、直ちに委員会を休憩し、出席者及び傍聴人の安全を確保する。
- イ 委員長は、災害の状況により、被害が想定される場合は、その日の委員会を閉じることができる。

(3) 本会議等及び委員会が開かれていないとき並びに議員自身が登庁していない場合

- ア 議員は、災害が発生した場合は、連絡協議会の指示があるまでは、個人の判断に基づき行動する。ただし、市職員が初動体制、応急対応、救助活動等に専念できるよう常に配慮しなければならない。
- イ 議員は、自身や家族等の安全を確保し、速やかに安全な場所に避難したうえで、自らの安否とその居所及び連絡先を市議会事務局に連絡する。
- ウ 議員は、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導等にできる限り協力する。ただし、議長から登庁の指示があったときは、速やかに登庁する。

(4) 委員会等による視察（出張）を行っている場合

- ア 委員長等視察団の責任者は、視察先にて災害等が発生した場合には、速やかに被災状況を議長に報告する。
- イ 委員長等視察団の責任者は、本市及び視察先の被災状況を勘案して必要があると認めたときは、視察を終了し、帰市又は帰庁する。
- ウ 議長は、本市及び視察先の被災状況を勘案して必要があると認めたときは、視察団に対し、視察の終了及び帰市又は帰庁を命ずることができる。

(5) 議長が出張の場合

- ア 原則として、7-(4)と同様の対応とする。
- イ 議長が出張中のときは、帰市又は帰庁するまでの間、副議長が議長の職務を行う。
- ウ 正副議長がともに出張中のときは、6-(1)に準ずる。

災害発生から4日以内

(1) 連絡協議会の開催

- ア 議長は、連絡協議会を招集し、災害対策に関する今後の取組や日程等について協議・調整を行う。
- イ 議長は、協議・調整の結果を議員に周知するものとする。

(2) 議員の登庁

議員は、議長からの登庁の指示がない場合であっても、災害発生日から起算して4日目の午前10時に登庁するものとする。(連絡手段がすべて断たれている場合があるため)

8 感染症流行時の対応

流行初期 (他者との接触を極力回避する方法をとれば、本会議や委員会を開催することができるとき)

(1) 感染拡大防止に向けた活動を行うための体制整備を行う。

また、議会内での集団感染を未然に防ぐ観点から、感染が疑われる者に対する登庁自粛及び解除については国が示す指針等を参考としながら対応する。

(2) 市本部の活動が迅速に実施されるよう、議員から提供された感染拡大による市民生活への影響等の情報を整理し、市本部に提供する。また議会事務局長は、市本部からの情報を議員に提供する。

(3) 市本部と連携・協力し、国、県その他の関係機関に対して要望活動等を行う。

(4) 感染拡大防止や経済対策等に必要な予算等が提案された場合は、速やかに審議する。

感染拡大期 (他者との接触を極力回避する方法をとってもなお、本会議や委員会を開催することができない程度に市内での感染が拡大しているとき)

(1) 議会

議長が連絡協議会を招集し、本会議や委員会を平常通りに開催できるようになるまでの間、**8 流行初期**(1)(2)(3)を一元化して行う。

(2) 議員

感染症拡大期における議員の行動基準は、連絡協議会が別に定める。

9 議会災害時業務継続計画の検証、見直し

本BCPについては、過去及び将来の災害情報に基づき検証を行い、新たな課題への対応及び本BCPの内容を有効なものに向上改善していく作業が必要であると認めるときは、議会運営委員会において見直すものとする。

(参考)

加東市議会災害対策連絡協議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、加東市議会会議規則（令和2年加東市議会規則第1号）別表に規定する災害対策連絡協議会について必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 災害対策連絡協議会は、議長、副議長、議会運営委員会委員長及び常任委員会委員長をもって構成する。

(会議)

第3条 議長は、市内に地震、大雨、台風、その他重大な災害が発生又は発生するおそれが生じ、議会の対応について協議又は調整を行う必要があると認めるときは、災害対策連絡協議会を開催し、これを主宰する。

2 議長に事故があるときは、副議長がその職務を行う。

(所管事項)

第4条 災害対策連絡協議会における所管事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 議員の安否、体調に関する情報を収集すること。
- (2) 市対策本部から被災情報等を収集し、各議員に情報提供を行うこと。
- (3) 各議員からの情報を収集・整理し、必要に応じて市対策本部に提供すること。
- (4) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(議員以外の者の出席)

第5条 議長が必要と認める場合は、議員以外の者の出席を求めることができる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この訓令は、令和2年11月24日から施行する。